４．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

別紙様式第三号の表記載上の注意５．中「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

12．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この12．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この12．において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第五号１．⑵の表記載上の注意４．を次のように改める。

４．当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この４．において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この４．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この４．において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

別紙様式第七号の表記載上の注意１．⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第七号の表中「

その他経常収益	×	×

」を「

その他経常収益	×	×
貸倒引当金戻入益	×	×
償却債権取立益	×	×

」に、「

負ののれん発生益	×	×
貸倒引当金戻入益	×	×
償却債権取立益	×	×

」を「

負ののれん発生益	×	×

」に、「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同様式の表記載上の注意４．を次のように改める。

４．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

別紙様式第七号の表記載上の注意５．中「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

12．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この12．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この12．において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第九号１．⑵の表記載上の注意５．を次のように改める。

５．当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この５．において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この５．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この５．において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

別紙様式第十号の表記載上の注意１．⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第十一号の表中「

その他経常収益	×	×

」を「

その他経常収益	×	×
貸倒引当金戻入益	×	×
償却債権取立益	×	×

」に、「

負ののれん発生益	×	×
貸倒引当金戻入益	×	×
償却債権取立益	×	×

」を「

負ののれん発生益	×	×

」に、「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同様式の表記載上の注意４．を次のように改める。

４．「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することを妨げない。

別紙様式第十一号の表記載上の注意５．中「前期繰越金」を「繰越金（当期首残高）」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

12．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この12．において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この12．において同じ。）を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。